

## 【テーマ2】 減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

### めざす方向

◎南海トラフ巨大地震等の来るべき大地震に備え、生命を守り被害を最小化する減災の観点から、府民の安全・安心の基盤である住宅建築物等の耐震化、密集市街地対策による災害に強い都市構造の形成に取り組みます。

(中長期の目標・指標)

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地：H32年度までに解消
- ・住宅建築物の耐震化率：95%（住宅はH37年度まで、多数の者が利用する建築物はH32年度まで）

### 災害に強い都市構造の形成

#### <今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>

##### ■地震時等に著しく危険な密集市街地の解消

- ・「大阪府密集市街地整備方針(\*9)」（H26.3 策定）に基づく取組について検証を行い、まちの安全性の向上についてエリアごとに府民にわかりやすい形で公表するとともに、H32年度の解消に向けた新たな推進方策について検討する。
- ・密集市街地の防災力向上に向けて「まちの不燃化」「延焼遮断帯の整備」「地域の防災力の向上」の3つの取組を柱に、府市で緊密に連携して取組を進める。

#### (スケジュール)

- 29年4月：第6回密集市街地対策推進チーム会議  
 8月：取組検証の中間とりまとめ  
 12月：取組検証の最終とりまとめ  
 29年内：第7回密集市街地対策推進チーム会議（東大阪市）  
 第8回密集市街地対策推進チーム会議

#### <何をどのような状態にするか（目標）>

##### ◇活動指標（アウトプット）

##### ■地震時等に著しく危険な密集市街地の解消

- ・学識経験者の意見を踏まえ、これまでの取組の検証とエリアごとのまちの安全性の公表
- ・庁内関係部署や地元市と連携した密集市街地対策推進チーム会議の開催  
開催回数：3回
- ・三国塚口線、寝屋川大東線の整備継続
- ・防災講座・ワークショップ等の実施  
実施地区数：7市11地区
- ・民間との連携による「建築防災推進員制度(\*10)」の創設

##### ◇成果指標（アウトカム）

(定性的な目標)

- ・これまでの取組の検証やエリアごとのまちの安全性公表、新たな推進方策の検討により、密集市街地の安全性の向上について府民にわかりやすい形で示し、取組のスピードアップを進める。
- ・密集事業の適切な進捗管理や延焼遮断帯の整備、地元市と連携した地域の防災力の向上等により、災害に強い都市構造の形成を進める。

#### <進捗状況（3月末時点）>

##### ■地震時等に著しく危険な密集市街地の解消

- ・学識経験者の意見を踏まえ、これまでの取組の検証と新たな推進方策についてとりまとめ、それに基づき「密集市街地整備方針」を改定
- ・密集市街地対策推進チーム会議を開催  
開催回数：4回
- ・三国塚口線、寝屋川大東線において、用地測量及び物件調査等を実施
- ・防災講座・ワークショップ等を、土木事務所、地元市と連携し、豊中市庄内地区等で順次実施  
実施地区数：6市10地区
- ・「建築防災啓発員制度」を11月に創設。啓発員養成研修を実施し、約200人を認定

- 29年4月 推進チーム会議（庁内会議）  
 8月 推進チーム会議（庁内会議）  
 9月 「密集市街地対策の検証と今後の取組み」中間取りまとめ、公表  
 11月 「建築防災啓発員制度」創設  
 12月 推進チーム会議（庁内会議）  
 「密集市街地対策の検証と今後の取組み」最終取りまとめ、公表  
 30年1月 推進チーム会議（東大阪市）  
 3月 「密集市街地整備方針」改定

**住宅・建築物の耐震化の促進**

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（3月末時点）＞
<p><b>■ 民間住宅・建築物の耐震化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民の生命・財産を守るため、府民が耐震性のある住宅・建築物を利用できるよう、「木造住宅」、「広域緊急交通路沿道建築物」、「不特定多数の府民等が利用する大規模建築物」の耐震化を促進する。</li> <li>・広域緊急交通路沿道建築物(*11)について、優先して耐震化を働きかけるエリアを選定し、集中取組期間の設定により効果的な耐震化の促進に取り組む。</li> <li>・分譲マンションについて、合意形成や技術面などの支援策の検討を行い、耐震化を促進する。</li> </ul>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <p><b>■ 民間住宅・建築物の耐震化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木造住宅」、「広域緊急交通路沿道建築物」、「不特定多数の府民等が利用する大規模建築物」について、市町村等と連携し、補助制度を活用した耐震診断、改修実施の働きかけの実施 木造住宅への個別訪問、DM 発送等での啓発 ：約7万戸 住宅耐震化重点取組新規実施地区：2地区 耐震性のない全ての大規模建築物への個別訪問等 ：13棟（大阪府所管行政庁分）</li> <li>・広域緊急交通路沿道建築物の診断結果公表</li> <li>・分譲マンションの耐震化に向けた様々な支援策の検討・実施</li> </ul>	<p><b>■ 民間住宅・建築物の耐震化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携し、建物所有者への個別訪問、DM 発送等での啓発など、耐震化の働きかけを実施 木造住宅への個別訪問、DM 発送等での啓発 ：約7万戸 住宅耐震化重点取組新規実施地区 ：2地区（吹田市片山町・藤ヶ丘地区、寝屋川市萱島東地区）で実施 耐震性のない全ての大規模建築物への個別訪問等を実施 ：12棟（大阪府所管行政庁分）</li> <li>・広域緊急交通路沿道建築物について、集中取組により、耐震性が不足する建物所有者に DM の発送や個別訪問等を137件実施し、28件の所有者から耐震化の意向が示された。診断結果については、国、所管行政庁と調整し、公表 29年7月 広域緊急交通路沿道建築物の耐震性～12月の不足する建物所有者への働きかけ 30年3月 広域緊急交通路沿道建築物の診断結果公表</li> <li>・分譲マンションの耐震診断・設計・改修補助に関する補助制度を創設 「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム」に、耐震化に関する支援を新たに設置 耐震化の実施に向けて管理組合をサポートする事業者情報を提供する「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」を創設 30年3月 「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」の創設</li> </ul>

**■府有建築物の耐震化**  
 ・「新・府有建築物耐震化実施方針(\*12)」(H28.8 策定)に基づき、個別の進捗管理を行い、府有建築物の耐震化に取り組む。

**■長周期地震動(\*13)対策の促進**  
 ・国土交通省から示された長周期地震動対策に基づき、建物所有者等に対して、安全性の検証と必要に応じた改修を行うよう働きかける。

(スケジュール)  
 29年7月 : 広域緊急交通路沿道建築物への耐震化を働きかける集中取組期間  
 29年内 : 広域緊急交通路沿道建築物の診断結果公表

**■府有建築物の耐震化**  
 ・「府有建築物耐震化事業計画(\*14)」に基づき、平成30年度までに災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化率100%の達成に向け、残る2施設(平野警察署、府庁本館(西館))の耐震化を実施

**■長周期地震動対策の促進**  
 ・長周期地震動対策が必要な全ての建築物への個別訪問:5棟(大阪府所管行政庁分)

◇成果指標(アウトカム)  
 (定性的な目標)  
 ・耐震化の働きかけ等により、民間住宅・建築物の耐震化を促進し、府民の安全の確保を図る。  
 ・広域緊急交通路沿道建築の耐震化により、災害時の機能確保を進める。  
 ・適切な進捗管理により府有建築物の耐震化の促進を図り、府民の生命、財産を守る。  
 ・長周期地震動対策に対する意識の向上を図る。

**■府有建築物の耐震化**  
 ・災害時に重要な機能を果たす建築物である残る2施設のうち、府庁本館(西館)について用途廃止。残り1施設について建替工事を実施中  
 25年10月～ 平野警察署建替工事  
 30年9月  
 29年8月～ 府庁本館(西館)撤去工事  
 30年11月

**■長周期地震動対策の促進**  
 ・長周期地震動対策の対象建築物に、個別訪問等を行い安全性の検証をされるよう働きかけを実施  
 個別訪問:5棟(大阪府所管行政庁分)  
 29年8月 個別訪問等働きかけ

**災害時の応急対策の整備**

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>  
**■大規模災害時における民間と連携した体制整備**  
 ・H28年度に策定した「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)(\*15)」に基づき、訓練を実施し、その結果を踏まえた検証を行う。

<何をどのような状態にするか(目標)>  
 ◇活動指標(アウトプット)  
**■大規模災害時における民間と連携した体制整備**  
 ・「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)」に基づき、市町村や民間関係団体の協力を得て訓練、検証を実施

<進捗状況(3月末時点)>  
**■大規模災害時における民間と連携した体制整備**  
 ・「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)」に基づき、協定締結団体、市町村と伝達訓練を実施  
 新たにアットホーム株式会社と協定書締結  
 29年9月 協定締結団体、貝塚市、摂津市と伝達訓練及び検証を実施  
 アットホーム株式会社と協定書締結  
 30年1月 協力締結団体及び32市町村と伝達訓練を実施し、マニュアル(案)を検証

<p><b>■ 応急危険度判定制度(*16)の体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成などにより、災害時の活動体制を充実させる。</li> </ul> <p><b>(スケジュール)</b></p> <p>29年5月～ : 被災建築物応急危険度判定士講習会の実施</p> <p>9月 : 「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)」に基づく訓練の実施、検証</p>	<p><b>■ 応急危険度判定制度の体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定士講習会の開催 講習会開催回数 : 7回</li> </ul> <p><b>◇成果指標(アウトカム)</b></p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)」に基づき、市町村や民間関係団体の協力を得て訓練を実施し検証を行うことで、より迅速かつ円滑に民間賃貸住宅を提供するための体制整備を進める。</li> <li>・被災建築物応急危険度判定士の新規登録者数の増加による応急危険度判定の実施体制の充実を図る。</li> </ul> <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定士新規登録者数 : 700名</li> </ul>	<p>3月 マニュアル(案)改訂</p> <p><b>■ 応急危険度判定制度の体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定(養成)講習会を開催し、新たに応急危険度判定士を登録 29年5月 被災建築物応急危険度判定(養成)講習会開催(7回) ～30年2月 成)講習会開催(7回)</li> </ul> <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定士新規登録者数 : 525名</li> </ul>
--	--	--

## 【部局長コメント（総評）】

## &lt;取組状況の点検&gt;

## ■ 災害に強い都市構造の形成

当初の目標を達成することができました。

- ・ 密集市街地対策の検証と新たな推進方策の検討結果を踏まえ、「密集市街地整備方針」の改定、「密集市街地まちの防災性マップ」を作成しました。
- ・ 密集事業の適切な進捗管理や延焼遮断帯の整備による災害に強い都市構造の形成を進めるとともに、地元市と連携した防災講座等の実施や民間と連携した「建築防災啓発員制度」の創設など地域防災力の向上に取り組みました。

## ■ 住宅・建築物の耐震化の促進

当初の目標を達成することができました。

- ・ 木造住宅への耐震診断、改修実施の働きかけ、広域緊急交通路沿道建築物の診断結果の公表、耐震改修の働きかけなど民間住宅・建築物の耐震化に取り組みました。
- ・ 分譲マンションの耐震化に向けた補助制度や、管理組合をサポートする民間事業者の情報提供制度の創設など総合的なサポート体制の構築を図りました。
- ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物の撤去工事等を実施し、府有建築物の耐震化に取り組みました。

## ■ 災害時の応急対策の整備

当初の目標をほぼ達成することができました。

- ・ 「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル（案）」について、伝達訓練の結果を踏まえた検証を実施し、マニュアル（案）を改訂しました。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士については、当初目標の7割以上の525名の登録を行いました。

## &lt;今後について&gt;

## ■ 災害に強い都市構造の形成

- ・ 改定した「密集市街地整備方針」に基づき、各市の「整備アクションプログラム」を見直すとともに、「密集市街地まちの防災性マップ」とあわせて公表します。また、延焼遮断帯の着実な整備、方針における新たな推進方策の具体化など地元市や関係機関、庁内関係部局と連携し、さらなる事業のスピードアップを図り、地震時等に著しく危険な密集市街地のH32年度までの解消に取り組みます。

## ■ 住宅・建築物の耐震化の促進

- ・ 民間連携や取組みの重点化・優先化による建物所有者へのより効果的な働きかけや、さらなる促進方策の検討など、H37年度の住宅建築物の耐震化率95%の目標達成に向け、取組みを強化します。
- ・ 分譲マンションについては、先行的に耐震化に取り組んでいる市から、管理組合等へのダイレクトメール送付や個別訪問の取組みを行うとともに、順次他の市町へ取組みを拡げていきます。
- ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化率100%の達成に向け、引き続き府有建築物の耐震化を進めます。

## ■ 災害時の応急対策の整備

- ・ 「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル（案）」に基づき、訓練内容の充実に努めるとともに、業界団体や市町村との連携をさらに強化し、本制度の迅速かつ適切な運用に向けた取組みを進めていきます。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士のさらなる登録促進等による判定体制の強化により、災害時の応急対策の整備に引き続き取り組んでいきます。